

令和7年4月からの普通MT教習について

令和7年4月1日に施行される道路交通法施行規則等の改正により、MT免許の取得に際してカリキュラム変更が報道等で周知されていますが、ほめちぎる教習所伊勢にあっては当面の間、普通一種、普通二種とも今まで通りの旧カリキュラムにて実施しますので、MT免許を取得される際は下記の通り選択が可能です。

1 旧カリキュラムで教習する場合

●乗り始めからMT車にて教習を行います。

教習車種	1段階	修了検定	2段階	卒業検定	免許取得
普通一種MT車	MT車	MT車	MT車	MT車	限定なし
普通二種MT車	MT車	MT車	MT車	MT車	限定なし

※教習カリキュラムで、AT車を体験する時間が最大5時限あります。

2 AT教習+限定解除の場合

●乗り始めはAT車で教習し終了後に、MT車で限定解除を行います。

教習車種	1段階	修了検定	2段階	卒業検定	限定解除	審査	免許取得
普通一種AT車	AT車	AT車	AT車	AT車	MT車	MT車	限定なし
普通二種AT車	AT車	AT車	AT車	AT車	MT車	MT車	限定なし

3 教習時限と料金について

教習車種	教習時限	教習料金
普通一種MT車	34時限	¥367,550
普通二種MT車	21時限	¥282,040
普通一種AT車 +限定解除	31+4時限	¥379,540
普通二種AT車 +限定解除	21+4時限	¥311,850

4 その他

- ・旧カリキュラムは当面の間実施しますが、予告なく終了する場合があります。
- ・MT教習車の台数に限りがありますので、予約が取りづらくなる場合があります。
- ・詳しくは、ほめちぎる教習所伊勢までお問い合わせください。